

平成20年度
よいたコミュニティ検討委員会
検討結果報告書

よいたのよさを未来につなぐまちづくり

(城下町として歴史と伝統が息づく、住む人にやすらぎあたえるわが地域)

平成20年12月

よいたコミュニティ検討委員会

も く じ

1	はじめに	1
2	検討結果の内容について	1
	(1) 生涯学習センター(仮称)の必要性	1
	(2) コミュニティセンターの役割と方向性	2
	(3) コミュニティセンター(活動拠点施設)の建設	2
	(4) 運営と組織	4
3	おわりに	5
	付属資料	6
	平成19・20年度よいたコミュニティ検討委員会経過	7・8
	長岡市よいたコミュニティ検討委員会設置要綱	9
	平成20年度長岡市よいたコミュニティ検討委員会委員名簿	10
	よいたコミュニティ協議会の組織図	11
	部会内容	12
	与板地域の現状活動施設(施設と機能・課題)	13
	よいたコミュニティの施設整備構想	15
	(参考資料)	
	長岡市のコミュニティ推進事業	

平成20年度
よいたコミュニティ検討委員会検討結果報告

1 はじめに

与板地域におけるコミュニティ組織及びコミュニティセンターの設置、運営の検討をするため、平成19年6月に「長岡市よいたコミュニティ検討委員会」を設置しました。

この検討に当たっては、合併前の旧与板町当時の懸案事項でありました、与板町生涯学習センター（仮称）の建設について、合併時に長岡地域新市建設計画の中で市民交流ネットワーク強化事業として、交流拠点づくりを展開する項目でうたわれております。

そこで、よいたコミュニティ検討委員会を立ち上げ、長岡市の方向性として合併地域もコミュニティセンター化が出来ないか検討する中で、生涯学習センターのあり方についても平成19年度、20年度の2カ年間、15名の委員の方々から慎重審議検討を重ねてまいりました。

そして、与板地域にとって生涯学習センター（文化ホール、図書館機能を備えた施設）がどうしても必要なのか、また、与板地域にコミュニティセンターが機能する必要があるのか、必要ならば推進できるのか模索してきました。

平成19年度で、検討委員の研修、与板地域の現状と課題及び方向性。平成20年度で、コミュニティセンターの組織と運営、活動拠点施設の位置、建物についてをそれぞれまとめてみました。

2 検討結果の内容について

(1) 生涯学習センター（仮称）の必要性

与板町教育の拠点施設としての位置づけである生涯学習センターを考えたとき、市町村合併に伴い長岡市が広域化になったことにより、20分程度で近隣地域に多くの文化施設があります。また、建設したとしても、利用頻度・維持管理を考慮しなければなりません。 今後は、文化ホール的な施設を与板地域に建設するのではなく、既存施設を有効利用すべきであり、地域住民がいつでも気楽に集える、情報収集ができる、情報発信ができるなど、活動しやすい場所を提供するコミュニティセンターが求められ、また必要不可欠になると思われます。

(2) コミュニティセンターの役割と方向性

従来の与板地域の活動は、町内会等地縁型活動と趣味を基本とする文化・スポーツ活動が個々に行われてきました。

そのため、まちづくりや諸問題等の解決は、行政に任せしてきた経緯があります。

合併して、今後与板地域が、他の地域に遅れをとらず、邁進していくためには、何でも行政に頼るのでなく、住民の創意と工夫による方向に転換を図っていく必要があります。

住民と行政が協働して企画・運営を行い地域活動を推進していく必要があります。

このことを推進していくため、市民協働によるコミュニティ活動への関心を高め、説明会、研修会を順次開催するなど、機運の醸成を図っていく必要があります。

以上のことを踏まえ、現在、活動しているもの、今後新たに取り組みそうなものなど、今まで培われてきた地域の特性を生かして、地域に合った住民の関心が高い活動を検討していく必要があります。

(3) コミュニティセンター（活動拠点施設）の建設

与板地域には、中心となる地区公民館が無く体育館を公民館として利用しており、旧与板町当時から中央公民館的な施設が望まれていました。

施設としては、勤労青少年ホーム、与板体育館、ふれあい交流センター、公民館黒川分館、本与板分館、槇原分館があるものの、それぞれ点在しております。

また、コミュニティセンター機能を有する施設を利用するとすれば、いずれの施設も規模的に小さく、コミュニティセンターの施設としては、機能面で条件が合っていない現状にあります。

さらに、行政機能の中心である与板支所は昭和37年に与板小学校として建設された施設を改造して使用しており、築後46年の年月が経過し、近年老朽化が激しく、特に耐震性に問題があります。

このようなことを総括すると、コミュニティ機能と行政機能を併せ持つ施設を一体的に地域の中心である支所敷地内に建設することが、理想的・合理的に思われます。

そして、コミュニティ機能、支所機能、防災機能、市民交流・世代間交流機能などの諸機能全てを複合し、情報収集・情報発信ができ、誰もが気軽に立ち寄れる市民センター的な施設が望ましいこととなります。

建設基本構想（全体）

- ・ コミュニティセンターのスペースを広く取りたい。
- ・ 支所機能とコミュニティセンター機能を区別する。（情報管理）
- ・ いざという時の防災機能の充実（避難所）
- ・ 城下町としての歴史を感じさせる外観（建設場所：牧野藩の館跡）
- ・ 高齢者と子どもの交流ができる施設
- ・ 現施設と活用面でダブらない機能。

行政（支所）機能として

- (ア) 窓口業務
- (イ) 観光案内
- (ウ) 相談窓口
- (エ) ワンフロアの執務室
- (オ) ミーティングルーム
- (カ) セキュリティの確保

コミュニティセンター機能として

- (ア) コミュニティセンター事務室
- (イ) 商工会事務室
- (ウ) 物産・特産品コーナー
- (エ) 展示コーナー（個人の趣味、作品、美術展）
- (オ) 図書室・学習室・工作室
- (カ) 多機能調理室（炊き出し等災害対応可）
- (キ) 飲食・喫茶コーナー
- (ク) 交流サロン（気楽に立ち寄り、お茶が飲める）
- (ケ) 娯楽室（囲碁将棋等）休憩室
- (コ) 倉庫

共有スペースとして

- (ア) 会議室 2 室（50 人用、30 人用会議室、10 人用打合せ室）
- (イ) 和室 2 室（10 帖、8 帖）
- (ウ) 講堂、（講演会、コンサート、大会議室）300 人収容できる電動収納椅子
- (エ) 子どもの遊び場、作品展示場

- (オ)ロッカールーム
- (カ)エレベーター
- (キ)トイレ（1Fは公衆トイレとしても使用できる）
- (ク)広い多目的な玄関ホール、ラウンジ
- (ケ)駐車場

（４）運営と組織

市民と行政の協働による運営は、それぞれが対等の立場でコミュニティを推進することにより存在意義があると考えられます。

市民から見た新しい考え方で新風を吹き込み、新しい発想のもと推進できると期待されます。

組織については、すでにコミュニティ運営がされている他地域を参考に、与板地域になじむことを、念頭に検討を重ねてまいりました。

実際に組織が立ち上がり、運営してから実情に合わない等、不具合が生じた場合はその都度見直しを行うなど柔軟に対応を行っていくことも考えていく必要があります。

与板地域のコミュニティ推進体制

よいた地域を一つのコミュニティエリアとして「よいたコミュニティ推進協議会」による推進母体を設置します。

運営組織体制

運営組織として、与板地域の住民、関係団体及び関係機関により構成された運営委員会を設置します。

・運営委員会は、各専門部会、顧問（幼・保・学校等）、各委員会（広報委員会、研修委員会、環境委員会）から選抜されます。

・代表者会議は専門部会と顧問から組織されます。

・委員会は代表者会議から推薦されます。

・専門部会は、6部会（まちづくり部会、福祉部会、児童育成部会、健康づくり部会、生涯学習部会、文化部会）とします。

3 おわりに

与板地域のコミュニティは、地域住民による活動を通じて組織が、行政主導型から住民中心による発案、企画、実施の住民主導の協働型社会を構築することを目標に目指してまいります。

地域住民よりコミュニティ活動に理解を得て、各種事業に積極的に参画していただけるよう、意識の醸成に努めることが大切であり、魅力あるコミュニティ事業にしていく必要があります。

そして事業を円滑に展開するためには、中心となるリーダーが必要不可欠であり、今後リーダーの発掘、また後継者の育成を進めなければなりません。このコミュニティ活動を通じての組織づくりが市民力アップのチャンスと考えております。

今後、与板地域のコミュニティ組織が充実発展し、他の模範となるべき活動が出来ると思いますが、この検討結果をもとに、市民協働に向けた準備が整い、予定通りの成果が上がるよう、切に希望するものであります。

最後に委員の多くが、与板地域のコミュニティ活動の運営に今後かかわって下さることを申し添えます。

付 属 資 料

平成19・20年度よいたコミュニティ検討委員会の検討経過	7・8
長岡市よいたコミュニティ検討委員会設置要綱	9
平成20年度長岡市よいたコミュニティ検討委員会委員名簿	10
よいたコミュニティ協議会の組織図	11
部会内容	12
与板地域の現状活動施設（施設と機能・課題）	13
よいたコミュニティの施設整備構想	15

（参考資料）

長岡市のコミュニティ推進事業

平成19年度よいたコミュニティ検討委員会経過（5回開催）

- H19.6 長岡市よいたコミュニティ検討委員会設置要綱の制定
長岡市よいたコミュニティ検討委員の推薦・委嘱
- H19.6.29 第1回検討委員会（出席委員14名）
- ・ コミュニティ検討委員会設置要綱について説明
 - ・ 委員長、副委員長の互選 佐野委員長、稲垣副委員長
 - ・ 与板町生涯学習センター（仮称）経緯の説明
 - ・ 与板地域におけるコミュニティに向けての説明
 - ・ 今後の進め方 スケジュール説明
- H19.8.27 第2回検討委員会（出席委員12名）
- ・ 長岡市四郎丸コミュニティセンター視察
長藤センター長から活動内容・施設等説明を受ける
 - ・ 長岡市黒条コミュニティセンター視察
主に施設を視察
- H19.10.3 第3回検討委員会（出席委員14名）
- ・ 四郎丸・黒条コミュニティセンターの先進地視察について
（感想など）
 - ・ 与板地域の現状と問題点
（次回までに検討課題レポート提出）
- H19.11.15 第4回検討委員会（出席委員12名）
- ・ 検討課題について（提案していただいた検討項目）
コミュニティ組織づくり
コミュニティの運営
コミュニティセンター建設
（次回までに意見集約と組織の事務局案を提出）
- H12.3.3 第5回検討委員会（出席委員 9名）
- ・ 検討結果中間報告とりまとめ

平成20年度よいたコミュニティ検討委員会経過（6回開催）

H20.5.28 第1回検討委員会（出席委員15名）

- ・ 委員長・副委員長の互選
- ・ 平成19年度よいたコミュニティ検討委員会の検討結果
- ・ 平成20年度よいたコミュニティ検討委員会の進め方

H20.7.23 第2回検討委員会（出席委員9名）

- ・ 先進地視察研修（柏崎市北鯖石コミュニティセンター）

H20.8.21 第3回検討委員会（出席委員13名）

- ・ 分科会（組織運営部会・建設部会）で与板の構想について検討

H20.9.25 第4回検討委員会（出席委員12名）

- ・ 分科会（組織運営部会・建設部会）で与板の構想について検討

H20.11.20 第5回検討委員会（出席委員14名）

- ・ 平成20年度検討結果報告書（素案）の検討について

H20.12.18 第6回検討委員会（出席委員13名）

- ・ 平成20年度検討結果報告書の最終修正について

長岡市よいたコミュニティ検討委員会設置要綱

平成 19 年 6 月 25 日

長岡市告示第 326 号

(設置)

第 1 条 本市は、与板地域におけるコミュニティ組織及びコミュニティセンターの設置の検討をするため、長岡市よいたコミュニティ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 与板地域におけるコミュニティ組織に関すること。
- (2) 与板地域におけるコミュニティセンターの設置に関すること。
- (3) 与板地域におけるコミュニティの運営に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、各界各層から市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 地域コミュニティを専門的及び具体的に検討するため、委員会に部会を設けることができる。

- 2 部会は、委員のうちから市長が委嘱する部会委員で組織する。
- 3 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、与板支所地域振興課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

長岡市よいたコミュニティ検討委員会委員名簿

(50音順)

	住 所	氏名	所 属
1	与板町与板302番地	伊藤 一栄	与板体育指導委員代表
2	与板町本与板2193番地	石丸博基	与板中学校PTA会長
3	与板町与板22番地	渋木巳智男	老人クラブ会長
4	与板町東与板314番地2	木口 伸子	社会教育委員兼公民館運営審議委員
5	与板町槇原2954番地	小林 哲志	公民館槇原分館推進員
6	与板町東与板309番地4	佐々木 一昭	水道町町内委員長
7	与板町与板甲396番地2	佐々木フサ子	与板文化団体(踊乱会 YOITA 代表:よさこい)
8	与板町東与板9番地5	佐野 久和	堂前中島町町内委員長
9	与板町本与板2294番地	田中 清司	本与板町内委員長
10	与板町吉津643番地	東條 俊郎	与板消防団副団長
11	与板町蔦都493番地	内藤 由子	食生活改善推進員協議会与板地域代表
12	与板町与板590番地	中村 登	良寛活性化研究会代表
13	与板町槇原2986番地	山田玲子	与板文化団体(紫桜会代表:和琴)
14	与板町東与板249番地7	吉川 實	楽山苑ライトアップ実行委員会
15	与板町東与板376番地7	金井祐三子	生涯学習推進委員

部会組織構成内容

部会名	取組み内容(例)	既存組織名
まちづくり部会	自主防災設立、住民ネットワーク構築、交通事故防止、ゴミの減量化、快適で安心な環境	○商工会まちづくり委員会 ○与板観光協会 ○与板地域町内会 ○与板町交通安全協会
福祉部会	配食サービス、高齢者見守り活動、在宅福祉サービス、子育て支援、介護予防	○民生・児童委員協議会 ○与板地区社会福祉協議会 ○老人クラブ連合会与板支部 ○社会福祉協議会与板支所 ○かたこん、よらん会 ○むつみ会、ぬくみ会
児童育成部会	地域の教育力の向上、児童福祉事業活性化(異年齢交流)	○与板保幼小中学校 PTA ○与板地区青少年健全育成連絡協議会
健康づくり部会	集団検診、健康増進(体操教室)	○与板地区食生活改善推進委員協議会 ○与板体育協会 ○与板地区体育指導委員 ○体育団体一覧の27団体
生涯学習部会	生涯学習社会実現	○与板町文化団体協議会 ○文化団体一覧の30団体
文化部会	地域の宝(歴史、伝統、文化)発掘とPR	○好きらて与板 ○与板町ガイド会 ○長岡直江兼続公を顕彰する会 ○NPO 法人良寛の里活性化研究会 ○楽山宛ライトアップ事業運営委員会 ○直江兼続愛好会 ○直江兼続義友会

組織について

- ・役員会 センター職員・児童厚生員の面接。予算査定。緊急時の対応。
- ・委員会 広報、研修、環境を円滑に進める。(運営委員会を構成する役員、部会委員、地域委員を除く代表者会議委員がいずれかに所属する。特設委員会を設けることができる。)
- ・運営委員会
センター長・センター職員の選考と推薦。児童厚生員の雇用承認。代表者会議議案検討及び提案。特設委員会の設置。その他必要事項の審議、決定。
- ・代表者会議
事業計画と予算。会務報告と決算。会則の改正。役員を選出。地域委員の承認(年度末の代表者会議で行なう。)その他重要な事項。

与板地域の現状活動施設（施設と機能・課題）

区 分	機能・内容	現状と課題等
与板体育館	<p>昭和 5 4 年建築、鉄筋コンクリート 3 階建て。一階は、主競技場（1,140 m²）ステージ付、</p> <p>二階は、観覧席（140 席）トレーニングコース（1 周 160m）トレーニング室</p> <p>三階は、会議室（和室 3）会議室（洋室 1）</p> <p>利用者は年間 42,000 人程度である。</p>	<p>与板の東に位置し、地域中心の運動施設である。</p> <p>与板地区公民館も兼ねており、音響設備も整備され、各種体育大会、各運動団体、各文化団体、幼稚園、保育園の運動会、敬老会、ほか各種の催し物に広く利用されている。</p> <p>利用状況の調整をおこなっているが、過密状況にある。建築後 30 年経過しており、維持管理の経費が増えてきている。</p> <p>中越大震災で被害も受け、地区の防災センターに指定している関係上、耐震診断、耐震補強が必要である。</p>
与板地域勤労青少年ホーム	<p>昭和 55 年建築、鉄筋コンクリート 2 階建て。</p> <p>1 階は、音楽室、和室 2、クラブ室（洋室）料理室</p> <p>2 階は、図書室、会議室、パソコンルーム、体育室（ステージ付）</p> <p>利用者は年間 17,000 人程度である。</p>	<p>与板体育館の北側に隣接している。</p> <p>平成 1 9 年から指定管理者の管理に委託されている。</p> <p>当時、近隣町村の勤労青少年の施設として建設された。現在高齢者の方々も多く利用している。</p> <p>成人式、料理教室、パソコン教室、囲碁将棋等幅広く体育団体、文化団体が利用しているが、個々の部屋が小さく、利用度が限られている。</p>

区分	機能・内容	現状と課題等
与板ふれあい交流センター	平成9年建築、鉄筋コンクリート一部2階建て。 1階は、多目的ホール（ミニ運動場）和室3 2階は、図書室、児童クラブ室 利用者は年間13,000人程度である。	与板中心街の北側に位置し、 ている。 平成12年から主に放課後児童クラブ（たちばなクラブ）として利用されており、一般住民の利用日時は制限されている。 児童クラブが利用しない日時は、文化団体、趣味等の会の会合に利用されているが、1階の和室と多目的ホールしか利用できない。
与板支所	昭和37年建築、鉄筋コンクリート3階建て。 当時、与板小学校として建設され、昭和49年東与板地区に新校舎が建設されると、旧校舎を改造して役場庁舎として昭和50年から利用してきた。	建設から46年経過しており、雨漏り等老朽化が激しく、耐震性にも問題がある。
公民館本与板分館	昭和42年建設（一部は戦前の建物）木造平屋建て。 和室2（20畳、24畳） 運動場（135㎡）ステージ付	建設から40年経過しており、老朽化が進んでいる。 公民館としての施設利用と町内の集会所としても地元から利用されている。
公民館黒川分館	昭和53年建設、木造2階建て 和室2（10畳、8畳）調理室（調理台2）会議室1（55㎡）	これから、施設の維持管理費がかさんでくると思われる。
公民館槇原分館	昭和60年建設 木造2階建て 和室3（20畳、64畳、6畳）	町内所有の集会所を公民館として借用。

よいたコミュニティの施設整備構想

行政（支所）機能

区 分	機能・内容等	規模・面積・定員・付帯設備（機能）等
ワンルーム(L F)	行政執務室（支所業務の全課） 観光案内 相談窓口 ミーティングルーム	支所業務の中核を集約 観光客への窓口案内、パンフレット等資料の配置 行政、生活問題等来庁される方への窓口 住民の個別相談室、職員小会議等に利用

コミュニティセンター機能

区 分	機能・内容等	規模・面積・定員・付帯設備（機能）等
コミュニティセンター事務室(L F)	コミュニティ事業のスタッフ執務室	センター長をはじめ職員の企画立案、住民との協議室
商工会事務室(L F)	与板地域の商工会事務執務室	与板地域の商工業事業の執務、商工業者との協議室
物産・特産品コーナー(1 F)	与板地域で生産される物品展示・案内	打刃物、菓子等の展示・販売店等の紹介など
展示コーナー(1 F)	個人、学校児童等の作品展示等	趣味の展示、話題になった作品等の展示、長岡地域の情報、催し物などの掲示等
図書室・学習室(2 F・4 F)	図書室	知識の習得など
工作室(2 F)	工作室	趣味の教室（陶芸等）
調理室(2 F)	多機能調理室(炊き出し等災害時に対応できる調理用具)	調理台(5 台)調理用具、機器、収納庫
飲食・喫茶コーナー(1 F)	軽食等	軽食しながらの雑談、商談等

区分	機能・内容等	規模・面積・定員・付帯設備 (機能)等
交流サロン(1F)	気楽に立ち寄れるスペース	自動販売機
娯楽室(2F)	くつろぎのスペース	囲碁将棋など設置
倉庫(3F)	防災倉庫	災害等緊急時に備え物品の 貯蔵(水、食料品)

共有スペース

区分	機能・内容等	規模・面積・定員・付帯設備 (機能)等
会議室(2F)	会議室、打合せ用会議室	50人用、30人用、10人 用(間仕切り仕様)
和室(2F)	交流・憩いのスペース 趣味・サークル・講座	10帖、8帖
講堂(2F)	大会議室、講演会、コンサート、	300人程度収容できる電 動収納椅子の設置
子どもの遊び場 (2F)	幼児などの遊び場、作品などの小展示	遊び用具
ロッカールーム (LF)	ロッカールーム	市職員、コミセン職員、商工 会職員、一般住民用
エレベーター(各 階)	エレベーター	2基(11人乗)
トイレ(1F~3 F)	男性・女性・身障者用	
玄関ホール・ラウ ンジ(1F・LF)	多目的玄関ホール	催事、歓迎式、出発式等に利 用
駐車場	駐車場	防災等多目的広場にも利用

よいたコミュニティセンター

～地域のよさを未来につなぐ～

